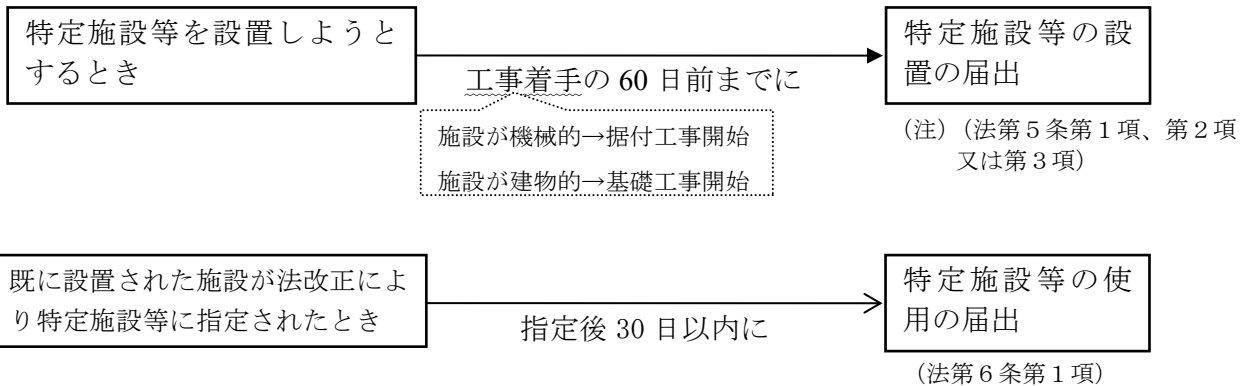


■ 特定施設等の設置届出等

○ 届出の概要

法では、次のいずれかに該当する場合には、所定の届出が必要です。

(1) 新しく特定施設等の届出をする場合



(注) 法第 5 条第 1 項：工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を設置しようとする場合
 第 2 項：工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとする場合
 第 3 項：上記以外の者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合

(2) 特定施設等の届出事項を変更しようとするとき

